

### 年金のお知らせ

#### ◇学生納付特例申請書の送付

令和元年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き令和2年度も在学予定の方に「国民年金保険料学生納付特例申請書」を日本年金機構からお送りしています。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和2年度の学生納付特例を申請することができます。

この場合、在学証明書または学生証の写しを添付する必要があります。ただし、在学している学校などに変更がある方は、このハガキで申請することはできませんので、青梅年金事務所または役場住民課に在学証明書などを添付して申請してください。

#### ◇国民年金保険料に免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除などの承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せられます。

詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004」または、青梅年金事務所（☎30-3410）へお問い合わせください。

また、申請ができる過去の期間については、申請書を提出した日から2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410 住民課 ☎83-2182

#### 後期高齢者医療制度 ジェネリック医薬品 差額通知について

現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代（自己負担額）がどの程度軽減できるかがわかるジェネリック医薬品差額通知書を、6月下旬、12月中旬にお送りします。

##### 【対象者】

生活習慣病などで先発医薬品を処方されている方で、お薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方。  
\*全ての被保険者の方に送付するものではありません。

【ジェネリック医薬品とは】

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造・販売され、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。

また、開発費用が抑えられているので、先発医薬品よりも一般的に価格が安くなっています。

##### 【問い合わせ先】

・ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク

☎0120(601)494

〔開設期間〕第1回通知発送日の翌日（6月下旬）～7月31日（平日・午前9時～午後5時）、第2回通知発送日の翌日（12月中旬）～1月31日（平日・午前9時～午後5時）

\*12月29日～1月3日は除きます。  
※問い合わせは、東京都後期高齢者医療広域連合保健事業・医療費適正化係

☎03(3222)4507

#### 令和2年度「就職差別解消促進月間」事業 なくそう就職差別 問われる企業と社会の人権感覚

仕事は、生活の安定や労働を通じた社会参加など、人間が幸せに生きていくうえで基本となるものであり、採用選考は応募者の適性と能力に基づき公正に行われなければなりません。

しかしながら、面接時に本籍地や思想・信条などを聞く事例など、就職差別につながるおそれの強い事例が現在もあります。

東京都では、6月を「就職差別解消促進月間」とし、就職差別をなくし就職の機会均等を確保するため、東京労働局およびハローワークなどと連携して啓発活動を展開します。

※問い合わせは、東京都産業労働局雇用就業部 労働環境課 ☎03-5320-4649